

平成29年度（2017年度）NGO・外務省定期協議会

「全体会議」

議 事 録

外務省国際協力局民間援助連携室

平成29年度（2017年度）NGO・外務省定期協議会
「全体会議」
議事次第

日 時：平成29年6月6日（火）13:58～16:04

場 所：外務省南国際大会議室893号室

1. 冒頭挨拶

2. 報告事項

- （1）平成28年度定期協議会振り返り
- （2）地域のNGOの政策環境
- （3）市民社会スペースについて，その他

3. 協議事項

- （1）平成29年度開発協力重点方針および予算について
- （2）日本NGO連携無償資金協力およびNGO活動環境整備支援事業について

4. 閉会挨拶

○垂井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

皆様、本日は御多忙の中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

時間がまいりましたので、平成29年度NGO・外務省定期協議会「全体会議」を始めさせていただきます。

本日は、連携推進委員会の委員も務められておられます、ジャパン・プラットフォームNGOユニットの小美野副代表幹事と、私、外務省民間援助連携室の垂井で司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

初めに、3点注意事項を申し上げます。

第1に、本日の議事録は逐語にて作成し、追って外務省のホームページに掲載されますので、あらかじめ御了承をお願いします。

第2に、発言者は、最初に御所属とお名前を御紹介の上、御発言をお願いします。

第3に、発言はできるだけ簡潔にお願いします。

本日は、小田原潔外務大臣政務官に冒頭御臨席をいただいております。また、後ほど山田国際協力局長も参りますし、NGO担当大使の牛尾参事官も出席しております。

それでは、初めに外務省を代表しまして、小田原政務官より冒頭の御挨拶をお願いいたします。

政務官、よろしくお願いいたします。

◎小田原外務大臣政務官

外務大臣政務官の小田原潔であります。

NGO・外務省定期協議会「全体会議」を開始するに当たり、外務省を代表いたしまして、御挨拶を申し上げます。

昨年度は、持続可能な開発目標実施指針の策定、また、G7伊勢志摩サミット、TICAD VIの準備プロセスを初め、さまざまな局面でNGOの皆様から貴重な御意見、また、御提案をいただきました。日本のNGO連携無償資金協力の実績額が過去最高を記録するなど、NGOの皆様と外務省の連携が深まった1年だったと言えます。SDGsの実施を初め、多様化、複雑化する国際課題への対応には、NGOの皆様を含めた幅広い関係者との連携が不可欠であります。本日の会議が連携のさらなる強化に向けた実りのある議論となることを願っております。

昨年7月、バングラデシュにおいてダッカ襲撃テロ事件が発生いたしました。NGO関係者を含む国際協力事業関係者の安全確保は、本年度も引き続き大きな課題であります。特に6月27日頃までは、ラマダン及びイードの期間に当たり、テロに対する一層の警戒が必要です。先週もアフガニスタンのカブールにおける爆発事案で、外務省職員、JICA職員の2名が、窓ガラス破損による軽傷を負ったところであります。皆様におかれましては、在外で活動されているNGO職員の安全管理に一層注意をいただきますよう、お願いを申し上げます。

また、この定期協議会の場合が安全対策を再確認する一助となるよう期待をしております。御清聴、ありがとうございました。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

小田原政務官，どうもありがとうございました。

ここで，小田原政務官は本日御都合により御退室されます。

政務官，誠にありがとうございました。

●小美野（ジャパン・プラットフォームNGOユニット 副代表幹事）

それでは，報告事項にまいりたいと思います。

本日は3点ございます。まず第1点目「平成28年度定期協議会振り返り」です。2つございまして，ODA政策協議会，また，連携推進委員会からの報告をさせていただきたいと思えます。

NGO側からは加藤さん及び稲場さん，よろしくお願いいたします。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

関西NGO協議会の加藤でございます。

私はODA政策協議会のコーディネーターを務めておりますので，ODA政策協議会の昨年度の振り返りと今年度に向けての課題，取り組みについて御報告をさせていただきたいと思えます。

まず，資料で1ページから番号が振ってありますけれども，1ページ，2ページの上のほうの昨年の議題一覧については，ご覧ください。半ばからの成果と課題のところからご覧をいただきながら，お聞きをいただければと思えます。

まず初めに，昨年度のODA政策協議会なのですけれども，本日も御出席を賜りました小田原大臣政務官を初め，山田局長，また，国際協力局の幹部の皆様の御出席もいただきながら，友好的かつ緊張感を持って，建設的な協議をすることができました。改めまして，外務省の皆様にも厚く御礼を申し上げたいと思えます。

とりわけ，私どもとしては，昨年度開発協力重点方針あるいはODA予算のことなどについて協議をしていくということにも取り組みまして，この点，ODA政策協議会の重要なミッションでもあります政策のアカウンタビリティを高めるという観点においても，大きな一助となったのではないかと考えております。

また，昨年はSDGsの実施に歩み出すという1年でもありましたので，このODA政策協議会でもSDGsとODA政策との関係において，あるいは，実施指針の問題，また，実際に国内実施をしていく上で，私たち国際協力NGOも含めて，さまざまな全国のNGO，NPOとどう連携をしていくのか。こうしたことについても，さまざまな意見交換，そして，互いに学び合いも深めることができたと思っております。

また，この厳しい国際情勢あるいは安全環境のもとで，NGOにしてもODAにしても，国際協力をどう続けていくのか，非常に大きな課題を突きつけられております。その点で，昨年は具体的な地域を挙げて，例えばシリア，南スーダン，モザンビーク，あるいは，その中の具体的なプロジェクトを挙げて，これからの国際協力はどう進めていくべきか，なかなか場面によっては厳しい議論もありましたけれども，双方の意見あるいは考え方という

ものを取り交わせたのはよかったのではないかと考えております。

また、このNGO・外務省定期協議会、ODA政策協議会も、あるいは連携推進委員会も、年間にできれば1回地域開催をということをミッションにしておりますけれども、昨年度に関しては、第3回を福岡におきまして連携推進委員会とともにこれを開催することができ、九州地区のNGOの皆さんのみならず、中国・四国地域のNGOの皆さんからも御参加をいただきまして、非常に活発な意見交換ができたということで、この点も非常によかったと考えております。

今年度に向けた課題に移ります。昨年度、先ほども申し上げましたように、開発協力重点方針あるいはODA予算について、議題に上げて議論をいたしましたけれども、なかなか実際の予算あるいは政策のサイクルに鑑みて、タイミングとしてよかったのかどうかというところは少し課題が残ったかなとNGO側として考えております。そういった意味で、それも踏まえながら、次に挙げております3点について、特に今年のODA政策協議会ではNGO側としては中心的な議論を進めていきたいと考えております。

1つ目には、開発協力重点方針及びODA予算について、2つ目には、SDGsの実施について、3つ目には、市民社会の自由な言論・活動スペースの擁護について、この点について、議論をしていきたいと思っております。詳しくは、本日報告あるいは協議議題の中で取り扱われることになっておりますので、そちらに譲らせていただきます。

最後に、今年度のNGO側のODA政策協議会の運営体制ですが、現在の6名おりますコーディネーターは、これを残留ということにして、今年度も引き続き運営に携わりたいと考えております。また、若干名、現在公募をしております、もし適任の方があらわれましたら、今年度の第1回のODA政策協議会より着任ということの準備をしております。

以上、ODA政策協議会の成果と課題でございました。

●小美野（ジャパン・プラットフォームNGOユニット 副代表幹事）

加藤さん、ありがとうございました。

続きまして、稲場さん、よろしくお願いいたします。

●稲場（市民ネットワーク for TICAD 世話人）

連携推進委員会の振り返りということになります。そちらの紙のほうもあるかと思うしますので、それをごらんになって聞いていただければと考えております。

成果といたしましては、2016年度連携推進委員会では、NGO関係者50名、トータルで出席をし、その他、外務省からは大臣政務官、国際協力局長、NGO大使も出席をしたということで、さまざまな成果が上がりました。NGO関係者の出席に関しては、今年度はより多くのNGO関係者の出席をもって連携推進委員会を開催していきたいと考えておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

成果のところ、若干これが成果かどうかという部分もございますので、申し上げますかなければなりませんが、まず、連携中期計画の実施に関して議論が進展したということでタイトルはつけてございますが、昨年度は2年目ということでございます。この2年目の

中期計画の進捗報告ということなのですから、これは第1回の連携推進委員会のほうでしっかりこちらとしても考え方を示していきたいと思っておりますが、現時点では残念ながら多くの項目で進展が見られない、もしくは変化がないという状況でございまして、また、NGO活動環境整備支援事業に関しましては、2年間連続で予算が削減されるというようなところで、困難が生じておるとというのがNGO側の認識でございまして。これはいろいろな認識があるかとは思いますが、振り返りというところで私どものほうから申し上げておくべきこととしましては、こういった後退というものもありましたので、これについて、ぜひ民間援助連携室を始め、外務省様とNGOがタッグを組んで、どうこれを反転させていくのかということをしっかり考え、そして、実践していくということが大事だと思っております。

草の根・人間の安全保障無償資金協力に関するレビューに関しましては、これは非常に前向きな形で、これまでと同等にセルビア、モンゴルにおいてフォローアップ調査が行われたということで、今後もこういったGGPに関するレビュー、そして、それをよくしていくということが必要かと思っております。

地方開催に関しまして、これはODA政策協議会と同様かと思いますが、連携推進委員会としては、2014年以降行われてこなかった地方開催をすることができまして、九州地域のNGOも多数参加をし、例えばNGO活動環境整備支援事業、また、連携推進、あるいはSDGsに関しての取り組み、こういったことに関しても意見交換ができたと思っております。

これを踏まえまして、今年度の重点課題というところで、1つ目は連携中期計画の実施・モニタリング・評価。これをより積極的にやって、そして、この5カ年計画を実際に実現するためにタッグを組んで努力をしていくということが必要かと思っております。

2つ目に日本NGO連携無償資金協力。これに関して、「手引き」の問題というのが特に昨年の12月以降、N連のルールの問題ですね。これに関してNGO側としてかなり積極的に提案、また問題提起というものをしております。これについて、より今年、話を進めていく必要があるかと思っております。そのために、NGO側として現在アンケートを実施しようということで取り組んでおりまして、これは全体会議までに終了予定とそちらの紙には書いてあるかと思っておりますが、第1回の連携推進委員会までに終了予定となっておりますので、第1回の連携推進委員会ですっきり出していければと思っております。

NGO活動環境整備支援事業に関しては、予算削減に向けた対応をしていかなければならないということで、私どもとしても、これまたしっかりタッグを組んで、本来向かうべきところに向かっていきたいと思っております。

今年の連携推進委員の体制ですけれども、昨年12月までは4名という体制でやっておりましたところ、より日本のNGOセクターの代表性をよりしっかり確保していくために、各分野のさまざまなネットワークの代表、また、各地域の代表ということで、11名の委員を新たにこういう形で選出し直しまして、こういう形で日本のNGOセクターをこれまで以上にしっ

かりと代表できる形で連携推進委員会を作り直しております。、万全の体制をこちらとしてはとっておりますので、ぜひ、この連携ということに関して、よりしっかりした力を以て協働でやっていければと思っているところです。どうもありがとうございます。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

加藤様，稲場様，どうもありがとうございました。

それでは，外務省側から国際協力局民間援助連携室の関室長より発言をお願いします。

○関（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

皆様，こんにちは。外務省の民間援助連携室長の関でございます。

昨年度の振り返りに関しまして，外務省のほうから評価をさせていただきます。

昨年度は，G7伊勢志摩サミット，TICAD VIといった，日本政府にとりまして極めて重要な国際会議が開催されました。それぞれの会議の準備プロセスにおきまして，市民社会，NGOの皆様と，外務省を初めとする日本政府関係者との間で，さまざまな形での連携・協働に取り組みました。昨年度は「人間中心」「誰一人取り残さない」など，我が国が重視します人間の安全保障の理念を反映した持続可能な開発目標SDGsの実施開始年であり，我が国でも，安倍総理大臣を本部長とします持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が立ち上がり，SDGsの実施指針が取りまとめられました。その取りまとめに当たりまして，SDGs円卓会議などを通じて，NGOの皆様と定期的に意見交換を行い，貴重な御意見，御提案をいただきました。

安全対策におきまして，外務省は平成28年度補正予算にてUNHCR eセンター，国際人道援助緊急事態対応訓練地域センターを通じまして，日本のNGOを含みます人道支援関係者向けの安全対策強化研修事業を実施するとともに，JICAによる国内外における安全対策研修の開催案内をNGOにも広く呼びかけ，また，現地におきましても，NGOの皆様からの参加を得た形で，バングラデシュやフィリピンなどにおきまして安全対策に関する会議を開催するなど，日本のNGOの安全対策強化にも取り組みました。また，日本NGO連携無償資金協力，N連におきまして，安全にかかわるJICAの国内外での研修参加にかかわる経費の計上を一定の条件のもとで認めました。

さらに，政策面におきましても，ダッカ襲撃テロ事件を受けて開催されました国際協力事業安全対策会議に関し，その最終報告書策定過程にNGO代表の方に参画していただき，連携が実現しました。その後，常設化されました当会議におきましても，過去3回の会議全てにNGOの代表の方々に参加していただき，安全対策に関する意見交換を行い，連携を深めるとともに，国際協力事業安全対策統括担当の牛尾NGO担当大使とNGO側との間で安全対策に関する意見交換も実施いたしました。これらに加えて，NGO関係者の皆様との議論を踏まえ，日本の地方のNGOにもその意識喚起を図るべく，本年度のNGO研究会でも安全管理について取り上げることとなっております。

さらに昨年度は，N連予算が実績，額ともに過去最大となりました。46億円の予算で，実績が43.5億円でした。合計29カ国1地域におきまして，102件54団体に対する協力を実施さ

せていただきました。

また、NGOの側から優先課題として挙げられておりましたN連及びJPFの事業における一般管理費の拡充につきましても大きな進展がありました。これはNGOと外務省との密接な協力によって初めて可能となったものと評価しております。

本年度、NGO側によるODA政策協議会コーディネーター、そして、連携推進委員のそれぞれの拡充が図られるということで、これを非常に歓迎しております。ぜひ、本年度もNGOと外務省が一層連携を強化していくために、NGO・外務省定期協議会などの協議の場を活用して、議論と連携を深めていきたいと思っております。

以上です。

●小美野（ジャパン・プラットフォームNGOユニット 副代表幹事）

関室長、ありがとうございました。

次の報告事項に移る前に、今の3名の方々の報告に対するコメント及び御質問がございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、2点目の報告事項に移りたいと思います。「地域のNGOの政策環境」についてです。

西井さん、NGO側から、よろしくお願いいたします。

●西井（名古屋NGOセンター 理事長）

名古屋NGOセンターの西井です。よろしくお願いいたします。

お手元にA4のペーパーが1枚行っているかと思います。「報告事項（2）SDGsの地域展開と地域NGOの政策環境について」というペーパーです。これに基づいてお話をさせていただきます。

ここにも書いてありますように、SDGsに関しましては、実施指針が昨年策定をされました。それを受けて、第3回目のODA政策協議会が福岡で開催された際に、地域のNGOからSDGsの地域展開ということでさまざまな意見、要望があり、外務省の方と意見交換をさせていただいたという経緯があります。

それを受けて、今年ODA政策協議会において、市民社会としては、これから申し述べます3つの事項に関して外務省の方たちと意見交換をさせていただきたいということで、御提案あるいは御報告ということさせていただきます。

ここにあります1つ目ですけれども、各地域の中間支援組織や現場型のNGOに対して、SDGsを認知・周知し、SDGs達成に向けた活動を支援していくための外務省あるいは他省庁との連携のあり方について、お話をさせていただきたいという提案です。これについては、下書いてありますようにSDGsの地域での認知度あるいは周知度というものはまだまだ十分なところまでは行き届いていません。実施指針にも書いてありますように、地縁組織までステークホルダーとして、その範囲を広げていこうというところを狙っておりますが、地縁組織の人々、地域の住民の方々がSDGsについて理解をするところまではまだまだ至って

いないというところで、NGO、NPO、地域の市民社会組織では、何とかSDGsの認知度を上げようと、さまざまな取り組みを行っているところです。これに対しては、外務省が中心となってこの実施指針の推進を図っておられるところです。一方、他省庁においてもまた実施指針に基づいてこれから実施の方策が策定されていくものと思われますけれども、地域においては、現在進められているような縦割りの形では私たちの生活というものは成り立っていないわけでありまして、その縦割りを何とか打破をしながら、外務省を中心として他省庁との連携が国のレベルでも必要ではないかという話をさせていただきたいと思っています。

2つ目として、国として地方自治体と連携を進めるプロセスにおける市民社会、地域住民の参画の確保ということです。これから国レベルから県レベル、あるいはもっと下の自治体レベル、市町村レベルまで、SDGsの実実施指針というものが広がりを見せていくものかと思えます。そこにおいては、今後さまざまな会議、公聴会、意見交換会等が組織されるかと思えます。そこにおいて十分な市民社会の参加、地域で活動するNGO、NPOがその意見交換の場あるいは会議の場に参加をして、地域でのSDGsの展開において自治体の方々、多様な主体の方々と連携できるような、そういう場を確保する必要があるのではないかという意見です。

3つ目です。これは上のこの(2)と関連をしますが、具体的に例えば地域版のSDGs円卓会議というものを開催するなど、自治体、企業、大学、市民社会といったマルチステークホルダーの政策対話と協働の枠組みの構築、そこでの議論に国からのインプット、国へのフィードバックができる機会、それから、支援の仕組みの構築ということを提案したいと思っています。SDGs実施の原則として、国境を越えて、国の内外を越えて広めていくものだという普遍性、それから、さまざまな課題を含んでいるという包摂性、それから、「誰一人取り残さない」という形での全員参加が実現をするためには、自治体、企業、大学、市民社会等、マルチステークホルダーの政策対話と協働の仕組みが不可欠です。これに関してはまだまだ議論の途上といえますか、地域においてもこれから取り組んでいこうというところもありますし、国レベルから自治体レベルまで今後展開されるであろうというところで、さまざまな期待が持たれているところです。その部分で、大事なものは地域からの意見のインプット、地域の住民の参画というものが非常に重要であろう。そのためのマルチステークホルダーの政策対話と協働の枠組みが必要であろうと思っています。

また、それができるような、市民社会が積極的にSDGsの実施あるいは政策対話、あるいは協働にかかわれるような支援の仕組み、新たな資金メカニズムといったものも必要ではないかと私どもは考えております。そのようなことを、今後、今年度2017年度のODA政策協議会においても議論していこうと思っています。

以上、報告です。ありがとうございました。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

名古屋NGOセンター西井様より、SDGsの地方展開についてお話しいただきました。

それでは、外務省より、国際協力局地球規模課題総括課の横地課長からコメントをお願いいたします。

○横地（外務省 国際協力局 地球規模課題総括課 課長）

ありがとうございます。

御紹介にあずかりました、地球規模課題総括課長横地と申します。

SDGsの推進を担当している課でございます。地方展開に関して、包括的な御提案をいただきまして、大変ありがとうございます。御指摘のとおり、昨年まとめられました実施指針の中では、とりわけ、先ほども言及がございましたけれども、参加型ということで、マルチステークホルダーの重視をして、そして、全員参加型で取り組むということをうたっております。

また、ステークホルダーとの具体的な連携のあり方についても、初歩的な考え方が実施指針で述べられております。一方、現実、地方展開についての課題は、一足飛びにいかないということは常々感じてございます。政府としては、最重要課題と位置づけておりまして、先般、SDGs推進本部の円卓会議を開催いたしましたけれども、その中でも構成員の皆様方や関係省庁の御参加を得て、その際、テーマの一つとして地方展開を取り上げまして、未来都市構想の推進を担当しておられる村上建築環境・省エネルギー機構理事長にも御出席をいただきまして、地方自治体がSDGsに取り組むに当たってのメリットであるとかアプローチについて、また、現状や課題等々についても御意見をいただき、構成員、参加者、関係省庁と積極的な議論を行ったところでございます。

また、先週でございますけれども、滋賀県、それから、大津市主催でSDGsのシンポジウムが開催されており、また環境省、外務省共催で北九州市でもシンポジウムが開催されておりまして、それぞれのイベントにも当省から出席をさせていただいたところでございます。また、この週末に岸田外務大臣が金沢に出張いたしまして、「地方の魅力を世界に発信」というテーマで講演とパネルディスカッションを行ったのですが、そこでの大きなテーマの一つがSDGsでございました。このようなさまざまな機会を捉えまして、先ほど1つ目の課題として指摘がございましたSDGsについての一般の皆様方の認知・周知にしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

その他、御案内かもしれませんが、横浜市、札幌市や長野県でもSDGsの実施に取り組んでおられると承知しております。こういった地方自治体の自主的な取り組みは非常に心強く感じております。今後、先ほど御提案がございました具体的な内容も踏まえながら、NPO、NGOの皆様方をはじめとした市民社会の方々と最大限連携をして、我々としましてはSDGsの普及・啓発を推進していきたいと思っております。

最後に1つ御紹介ですけれども、既に御案内かもしれませんが、今年の7月にニューヨークで、SDGsについての国連ハイレベル政治フォーラムというものが去年に引き続き今年も開催されます。日本は今年これに参加をする予定でございますが、まさにこういった機会も捉えまして、国内における啓発にもつなげていきたい。そして、その先に、地域におけ

る、各地方における取り組みを何とか巻き込むきっかけにしたいと思っております。年後半になるかと思いますが、先ほどいただきました御提案等々も含めまして、より一層どうやったらいいのかということを具体的に検討していきたいと思っております。

ありがとうございました。

●小美野（ジャパン・プラットフォームNGOユニット 副代表幹事）

横地課長、ありがとうございました。

次の報告事項に行く前に、コメント、御質問等がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、報告事項3点目「市民社会スペースについて、その他」です。

谷山さん及び大野さん、よろしくお願いいたします。

●谷山（国際協力NGOセンター 理事長）

ありがとうございます。国際協力NGOセンターの谷山と申します。

今日は市民社会スペース、その他ということで、報告をさせていただきます。

今、日本を含む世界各地で市民社会の活動領域が狭められています。あるいは、もっと激しい形で暴力的な抑圧が起こっているところも少なくありません。今回の報告では、こうした事態を市民社会スペースの危機として取り上げさせていただきます。これは世界各地のNGO、CSOの共通の危機感です。

今回資料としてお配りしましたのは、こうした事態に対して各国のNGOが連携して、G20のサミットにおいて、この市民社会スペースが確保されることを議題として取り上げるよう要望書を提出しております。この動きを受けて、日本のNGOも先般安倍首相と岸田外務大臣に宛てて同様の趣旨の要望書を提出いたしました。添付の資料をごらんください。この要望書におきまして、私たちは、日本政府に対して、G20のサミットの場合において、NGOを含む市民社会組織の活動基盤を整備し、よりよい社会構築に向けてG20の議論を主導していただきたいと強く要望しております。

ここで私が強調したいことは2つあります。このG20の参加各国でのNGOの動きだけではなく、それに限らず、今、世界各地で市民社会に対する規制や弾圧といったことが広く見られるということです。アジア、アフリカ、中近東、中南米などでのNGOの危機は、かなり差し迫ったものがあると認識しております。また、日本においても、政府や自治体が意識しているか、していないかにかかわらず、あるいはその目的がいかなるものであるかにかかわらず、NGO、CSOの活動がしにくい事態が進行しています。

この定期協議会の場合では、本当に長年築いてきた信頼関係のもとで萎縮せずに発言をさせていただきますけれども、例えば具体的には秘密保護法だとか、今般国会で審議されるいわゆる共謀罪法など、これらが場合によっては市民社会組織そのものが処罰の対象になるのではないかという懸念を強めていると同時に、そうした懸念の中で市民社会組織そのものが萎縮をするという事態が実際に兆候としてあらわれているということは、非常に危

険なことだと思っています。あるいは、NGOの活動におきまして、人道支援をミッションとするNGOの活動が海外に対する危険地域での渡航制限によってできないという事態は、これも一つの市民社会組織のスペースが縮まるということのあらわれだと認識しております。

SDGsの目標16、ターゲット7では、健全な市民社会、市民活動の基盤となる基本的な自由権の擁護が掲げられております。これはSDGsを達成するためには、市民社会組織はその開発効果を発揮することが不可欠ですから、そのための共通の一つの目標に掲げられているということです。これは世界全ての市民社会の課題であると同時に、政府を含む全てのステークホルダーの共通の課題だと認識しております。そういう認識のもと、今回は報告ということですので、この後政策協議会等でこの議論を深めていきたいために、一つの前出しとして報告させていただき、かつ、その一つのきっかけとして外務省側から、以下、3つの質問に対して答えられる範囲でお答えいただければと思います。

まず一つは、ポジティブリンケージという意味を込めまして、海外における市民社会の活動スペースを確保するためにどのような支援をする方策を持っているか、あるいはそれに対するスタンスはいかなるものかということです。

もう一つは、ネガティブなインパクトを避けるという意味において、ODA等の政策あるいは事業が市民社会スペースを阻害しないためにどのような取り組みをしようとしているか、あるいはそのスタンスについて伺いたいと思います。

最後に、日本国内においてもNGOを含む市民社会組織の開発効果を発揮できるような、どのような支援あるいはスタンスをお持ちであるかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

では、谷山様の御発言を受けまして、外務省側から初めに外務省の総合外交政策局の人権人道課鈴木首席から、それから、先ほどSDGsにも御発言がありましたので、地球規模課題総括課の横地課長からも、それぞれ関係部分について順にコメントいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○鈴木（外務省 総合外交政策局 人権人道課 首席事務官）

ありがとうございます。総合外交政策局人権人道課の鈴木でございます。

先ほど市民社会活動のスペースに関する貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。いただきました御質問、私からは、最初の海外における市民社会の活動スペースの侵害に関して日本としてどう貢献していくかということに関しまして御説明をさせていただきます。

まず、この人権の保護促進における人権擁護者、市民社会の皆さんも含めて、この人権擁護者の果たす重要性にもかかわらず、特定の国において人権擁護者を含む市民社会への弾圧、それから、取り締まりのターゲットとなるといったことが非常に国際社会において深刻な懸念となっておりまして、御指摘のとおりと認識しております。

先ほどG20での議題としての取り上げという御提案でございましたけれども、こうした状況を受けまして、国際社会においては主として国連人権理事会において、こうした市民社会の活動への侵害といったことに対する懸念、これが表明をされてきております。人権擁護者の保護でありますとか、あるいは政府の協力などをうたった決議が、もう既に長年にわたって提起をされてきております。特に御関心のODAの開発などの活動を行う市民社会に対する侵害行為、これに関しましても、昨年3月の人権理事会の決議ではこうした特に環境でありますとか土地開発問題など社会権分野で活動する人権擁護者、まさに開発に当たるNGOの皆様、こうした方々への人権侵害をテーマとして、人権擁護者が他の全ての方と同じ権利を享受することを強調する決議が賛成多数で採択されてきております。

我が国の対応ということに関するお問い合わせでございましたが、当然のことながら、我が国は人権擁護者保護の観点から、一貫してこの決議の共同提案国となっていてきております。立場を同じくする各国、たくさんございます。問題意識を有している各国、それから、国連と協力をしまして、引き続き、人権擁護者の保護に向けた国際社会の認識向上、そして協力強化に努めていきたいという立場でございます。

続きまして、3点目の御質問になるかと思っておりますけれども、国内における状況に関しまして、立場のお問い合わせということでございまして、国内における取り組み、これに関しましては国内政策ということになりますので、必ずしも外務省単独でお答えできる問題ではございません。他方で、先ほど指摘させていただきました国連人権理事会の決議、我が国は共同提案国となっておりまして、各国に対してこういったことをするなど求める立場になっているということでございますので、当然こうした決議の趣旨を踏まえつつ、その国内の関係省庁としっかり連携あるいは国際社会の意見の流れ、状況についてしっかり情報共有もしながら、適切に対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

鈴木首席、どうもありがとうございます。

横地課長、よろしく願いいたします。

○横地（外務省 地球規模課題総括課長）

SDGsとの絡みで御質問をいただいたことについてお答えを申し上げます。

先ほど、実施指針及び付表に言及いただき、国外、国内の施策を御指摘いただいて、市民社会の活動領域の拡充について読み取れないという御指摘がございました。実施指針の付表はまさにその分野で掲げられている事項の取り組みを中心にまとめているかと思っておりますので、必ずしも直接的でないところはあろうかと思っております。

一方、実施指針の本文のほうで、ステークホルダーとの連携という中で、NP0、NGOの項目において、我々は「誰一人取り残さない」というビジョンのもとで、SDGsの17の目標を達成するに当たって、NP0、NGO、さらに幅広い地域住民、民間組織、地縁型コミュニティ組織の役割は非常に大きいということを明記しております。その上で、効果的な連携を

推進していくとうたっておりますけれども、こここそが御指摘いただいているような事項も含めた、また最後の質問、NGOの皆様方の開発効果を発揮できるような形での活躍を支援するということも含み得ると考えております。したがって、今後さらにそういった連携をどうやって強めていったらいいのかということについて、さらなる議論が行われるべきだと感じたところでございます。

先ほど人権人道課からもありましたけれども、国内政策については御指摘ありました事項は、関係省庁ともよく連携をしながら、また、市民社会活動をどうやって支援できるのかということについてもよく考えて、行っていきたいと考えているところでございます。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

横地課長，どうもありがとうございます。

先ほど谷山さんからお話がありましたG20での要望書に関しまして、これは外務省経済局の政策課にももうコンタクトをとられていて、別途今後お話をされるということで、そこでやりとりを行っていただくということによろしいでしょうか。

では、今の外務省側からの返答に対しまして、何かまたコメントや御質問等ございますか。

谷山理事長，よろしくお願いいたします。

●谷山（国際協力NGOセンター 理事長）

ありがとうございます。

報告事項なのでこれほどきっちりと御返答いただけないと思いませんでしたけれども、2点、人権人道課の鈴木さんから、人権理事会での決議にしたがって日本政府もその人権市民社会スペースの侵害の回避、擁護者に対する保護ということについて進めていくという、これは共通の地盤として私たちも認識いたしましたので、これから協議を進めるに当たって大事な一つのベースになると思います。

横地さんからは、SDGsの実施指針では、本文においてNGO、CSOが、SDGs実施のためには重要だと明記しているとのことでした。市民社会スペースとの関連でいえば、特にCSOが開発効果を発揮できる支援、すなわちCSOが開発効果を発揮できる環境（政策環境）づくりも含めた議論が行われるべきとのご指摘だとうけとめました。引き続きこれからの議論も効果のあるもの、実のあるものにしていきたいと思いますので、宜しくお願いします。

●小美野（ジャパン・プラットフォームNGOユニット 副代表幹事）

ありがとうございます。

大野さん，よろしくお願いいたします。

●大野（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー・スペシャリスト）

私からは、その他の議題になるのですが、移ってしまってよろしいですか。

これも簡単な報告事項なのですが、皆様，お手元にこの達筆のきれいな書家の字で、希望の「希」と書かれたG7サミットの日本の市民社会のG7プラットフォームの報告書をお配

りさせていただいております。、簡単に私から、これまで定期協議会でも議論とさせていただきましたG7につきまして、昨年、伊勢志摩サミットにおきまして、私ども市民社会のプラットフォームがこのような活動しましたということで、無事に報告書も完成しておりますので、ここで御共有させていただければと存じます。

また、今年のイタリアのG7サミットにおきましても、毎年実施しているCivilG7という市民社会と議長国との対話なのですが、私と隣に座っている稲場さんがイタリアにまいりまして、イタリア政府と協議を行いました。また、この間のタオルミーナ・サミットの本番にはセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンから堀江が参加して、市民社会としてもG7サミットに向けた活動を継続して行っているということを御報告させていただければと思います。

ただ、1点、御存じのとおり、今年のG7サミットにおきましては、特に開発・、環境の課題、地球規模課題の大部分が議論から落ちてしまいました。コミュニケも、伊勢志摩サミットの時は32ページあったものが6ページにとどまってしまっています。これはひとえに某国の影響力というのもあったかと思うのですが、市民社会としても、G7という大きな場で地球規模の課題に関して具体的なコミットメントや具体的な方策等をもって議論されないということに関しましては、少し残念に思っております。今後、また、この場におきましても、G7サミット等々に関しまして議論というものを続けさせていただければと思っています。

簡単な報告ということで、よろしくお願いいたします。

●小美野（ジャパン・プラットフォームNGOユニット 副代表幹事）

大野さん、ありがとうございました。

今までの部分でコメント、御質問等はよろしいでしょうか。

よろしくお願いいたします。

●垣内（言論・表現の自由を守る会 事務局長）

言論・表現の自由を守る会の垣内でございます。

前回、福岡開催の時に人権問題について簡単に報告させていただきましたけれども、その時に、私の提案の主要なものはODAの支援をする対象国、そして、我が国日本の人権状況について。そして、日本から派遣するわけですから、NGOであれ、PKOなどの警察官や自衛隊員であれ、その邦人の皆さんに、日本がどういう人権条約を批准していて、どういう経過をたどっているのか、日本の人権状況に対してどういう国連からの勧告が出ているのか、そして、その派遣される相手国の人権状況について本当に基本的なことをきちんとお伝えしておかなければならないということです。、、、「、、、UPR審査が、今回もう3回目に入っておりますので、バングラデシュでしたらバングラデシュがどういう人権条約を批准していて、そういう直近の第2回の勧告はどういうものを受けていて、それぞれの自由権規約、社会権規約、子どもの権利条約、拷問等禁止条約、女性差別撤廃条約、そういった主立った批准済みの人権条約だけでも、批准している条約に関する政府報告審査において、勧告を受けているのか、日本語に翻訳をして、派遣前にきちんと事前レクチャーする必要がある

のではないのでしょうか」ということを以前から提案していたのですが、大変重要だということで具体的に提案させていただきました。

今回質問させていただきたいことが、2点あります。

まず、この間の自由権規約第17条に関する人権理事会特別報告者であるカナタチ氏の首相宛書簡に対する政府の対応に重大な問題があるということです。日本政府は人権理事国4期目に入って、これからまた3年間、人権理事国を務めていくわけです。そして、11月には3回目のUPR審査を受ける。日本の政府の対応としては大変まずい対応をされていると思います。国連では2006年、人権委員会を人権理事会に格上げし、そのもとでダイナミックに、今、動いている人類普遍の基本的な人権を尊重するためのUPR審査を実施しています。日本政府には、この人権尊重の抜本的に強化する課題の取り組みを、G20に向けてもお手本を示していただく必要があります。

もう一つは個人通報制度批准の必要についてです。OECDのアジアでの第1回経済会議が4月16日に品川で開催されました。その時にも提案させていただいたのですが、「日本はアジアから人権理事国として選出されているのですから、法の支配を実現することが重要であり、不可欠である」ということです。SDGsの中にも目標としても「法の支配」が掲げられておりますけれども、日本はまだいずれの個人通報制度、も批准していないがゆえに、日本ではまだ法の支配が実現していないという大変厳しく深刻な事態があります。この課題をぜひクリアしていただきたいと思います。

鈴木さん、今日は課長さんはお見えになっていらっしゃらないのですが、ぜひ課長に「この課題が最も重要だという指摘がありました」ということを申し上げていただいて、法務省と連携をとっていただき、速やかに個人通報制度を批准して下さい。条約履行室は今、人権人道課長さんが室長を兼ねていらっしゃいますが、これがいかに重要かということ、そして、日本が世界的にもいかに危機的な状況にあるのかということも御認識いただき、進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

ただ今、言論・表現の自由を守る会の事務局長の垣内様から御発言をいただきました。

予定はなかったですが、もし人権人道課の鈴木首席から何らかコメントがございましたら、お願いします。

○鈴木（外務省 人権人道課 首席事務官）

ありがとうございます。人権人道課の鈴木でございます。

今、何点が御指摘をいただいたと認識しておりますけれども、例えば日本の人権状況、あるいは支援を行う国の人権状況に関する国内の関係者への周知といったことに関しては、引き続き御指摘も踏まえまして、ホームページの活用あるいは研修などの活用を通じて周知にしっかりと努めていきたいと思っております。

また、個人通報制度に関する御指摘もいただいたと認識しておりますけれども、こちらも人権諸条約に予定された条約の履行の確保のために非常に意味のある制度だと認識をし

ておりまして、引き続き導入に向けて真剣な検討を進めさせていただきたいと思っております。

本日は事前の通知がなかったものですから、こうした回答にとどめさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

●小美野（ジャパン・プラットフォームNGOユニット 副代表幹事）

鈴木首席、ありがとうございました。

それでは、協議事項に移りたいと思います。本日は2点ございます。

まず第1点目「平成29年度開発協力重点方針および予算について」でございます。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

その前に一点、ここで御了解を得たいことがございます。山田国際協力局長ですが、本日はやむを得ない急用が入りましたので、後ほど3時半を目途に会場より退室させていただく予定です。何とぞ御理解のほど、よろしくお願いいたします。

●小美野（ジャパン・プラットフォームNGOユニット 副代表幹事）

ありがとうございます。

皆様、協議事項でございますので、できる限りざっくばらんで建設的な議論にしていきたいと思いますので、御協力のほうよろしくお願いいたします。

それでは、NGOサイドから高橋さん及び稲場さん、よろしくお願いいたします。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

ありがとうございます。NGO福岡ネットワーク理事でODA政策協議会コーディネーターを務めております高橋良輔と申します。

私からは、協議事項（1）平成29年度開発協力重点方針及び予算について、議題提案の背景に触れた上で、4点ポイントを絞って議題に上げたいと思います。また、ODAの動向については私以上にウオッチをしておられる方もいらっしゃると思いますので、また他にも質問が出るかと思えます。

まず協議の背景ですけれども、平成29年度の4月付で、開発協力重点方針が公開されました。その基本的考え方の冒頭では、まず一番最初に「国益に資する開発協力」という見出しが掲げられました。これは日本政府の方針等々あるかとは思いますが、このことについては多くのNGOが若干の懸念を抱いているということを申し上げたいと思います。

まず、開発協力の一義的目的が、途上国の草の根の人々の生活改善あるいは均衡のとれた社会的発展の推進といった観点から、非常に狭い意味での日本の国益の増進へと傾斜してしまうこと、あるいは、それによって国際公益の観点が後退してしまうのではないかと、そういったことを実は大いに懸念しております。もちろん、これは既に発表されたものでございますので、本日の協議の結果、何か変えていただくということは難しいということは承知しておりますけれども、こうした懸念を背景に4点質問させていただきます。

まず第1点は、これは開発協力大綱、今回の重点方針の上流の政策規範になりますけれども、その開発協力大綱策定の過程で議論されたポイント、特に「非軍事の徹底」などが今

後も守られていくのかどうかということでございます。私が理事を務めております福岡でも、大綱の策定に当たっては公聴会等を開いて意見を聴取していただきましたけれども、この過程では、市民社会から重ねて「非軍事の徹底」ということについて要望し、政府からも日本のODAによる軍事支援をしていくということは全く想定していないという御回答をいただいていたものと理解しています。重点方針の1番では、国際社会の平和・安定・繁栄のための環境整備及び普遍的価値の共有ということが掲げられておりますけれども、その運用において、本当に非軍事であることが担保されているのかどうか、あるいはそこがどのようにモニタリングされているのかどうか伺えればと思っております。

例えばごく一例ではございますけれども、本邦技術活用条件であるSTEP適用案件、これは2016年のものですが、これについては例えばフィリピンの沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業などが掲げられております。もちろん、これは海上警備あるいは治安維持といった文脈での協力と理解しておりますけれども、海上警備行動と軍事行動との境目が非常に難しくなっている中で、実質的にODAの支援が軍事的支援に陥ってしまうようなことがあるのではないかと。もちろん、これは杞憂であれば大変うれしいのですが、そのところをどのように担保されているのか、モニタリングされているのかということをお伺いしたいと思います。これが第1点です。

第2点目、平成29年度のODA予算内訳についてですが、重点方針の3番では、途上国とともに「質の高い成長」を目指す経済外交・地方創生への貢献が掲げられています。平成29年度の二国間ODAの有償、無償、技術協力の割合、あるいは低開発国、低所得国、中所得国向けの割合はどのようになっているのかということについて教えていただければと思います。特に、割合がただこうなっているというだけではなくて、どうしてそういう割合になっていくのか、その背景や方針についても教えていただければと思っております。

第3点、平成28年度までのODA実績について。これは今申し上げました重点方針③ですが、この中では地方自治体や中小企業等の海外展開の支援や日本方式の普及を含め「質の高いインフラ」の展開を一層推進するとうたわれています。もちろん、質の高い支援をしていくということについて異論はございませんけれども、先ほどの日本の国益増進が掲げられている中で、いわゆるタイド案件、あるいは少し昔に言われた言い方で言えば、ひもつきの案件が増加していくということの是非については若干の懸念がございます。過去5年間のタイド比率の推移、承諾額や件数、STEP案件の実績も含めて確認させていただいて、それについてお話し合いをさせていただければと思っております。

今までは過去のもの、現状について伺いましたが、第4点は、平成30年度のODA予算方針に向けてでございます。私が知っている限りでは、もう既に各官庁さんのほうでは来年度の予算に向けていろいろ調査等を始めていらっしゃるかと思います。開発協力の重点方針についても、予算の裏づけのあるものは項目化されると伺っております。その場合、来年度の重点方針は、逆に言えば、今夏までに固められる予算によって左右される。それによって固まってくるのかと感じております。ですから、ODA関連予算要求の重点項目として、

現時点、これから交渉を始められるところだとは思いますが、どのような方針をお持ちなのか確認したいと思っております。

本日は報告事項等でも時々上がっておりましたけれども、特にSDGsの実施及び促進に向けて、どのように予算確保の方針を持っておられるのかということをご教えていただけて、より適正なSDGsに資するようなODA政策の方向性について意見交換させていただければと思っております。

矢継ぎ早に申し上げましたけれども、私から、以上4点、御質問を申し上げます。

●小美野（ジャパン・プラットフォームNGOユニット 副代表幹事）

高橋さん、ありがとうございました。

続きまして、稲場さんからお願いできますでしょうか。

●稲場（市民ネットワーク for TICAD 世話人）

連携推進委員会からは、この連携という観点から、重点方針に関しまして、若干その分析をいたしました。基本的にもう一つの協議事項のほうにつなげる意味合いの意見となりますので、具体的な議論につきましては次のアジェンダのほうでお願いいたします。

この開発協力重点方針に関しましては、例えば、このNGOによる取り組みが効果を発揮する部分が多く含まれているということで、これは例えばNGO連携無償あるいはNGO活動環境整備支援事業の予算の拡充であるとか、あるいは、いろいろな形でそのルールをより緩和していくとか、そういうようなところに関しても、この重点方針というものを、一方を活用できる要素もあるのではないかと考えております。

例えば、重点①というところでは、人道支援と開発協力の連携であるとか、平和構築であるとか、難民等の支援であるとか、暴力的過激主義対策であるとか、この辺はNGOも十分な力を発揮できる領域であろうと考えております。

また、重点②に関しましては、SDGs達成に向けた協力の戦略的实施であるとか、あるいは、開発政策の立案・実施に携わる各国の人材の育成であるとか、こういったことが書かれているわけですが、この人材の育成に関しては、市民社会も相当の役割を果たせるのではないかと考えております。

また、重点③に関しては、地方自治体や中小企業の海外展開の支援あるいは産業人材の育成支援と書いてありますが、NGOとしても例えばこういった産業人材、大規模なものは難しいかもしれませんが、例えば適正技術における人材の育成支援、こういったことは可能であろうと。

また、方法論の部分で、NGO、NPOという言葉が出てくるのは「日本の顔の見える協力」というところですが、ここに関してもNGOが、そもそも明文として書かれておりますし、また、国際協力への国民理解の促進というのも明文で入っております。

こういったところで、この重点方針というものを一方で積極的に活用して、この連携無償あるいはNGO活動環境整備支援事業の増額、また、ルールの緩和というようなところに関しても、例えば逆にこれは活用し得ると思っておりますので、その観点からも、ぜひ次

のアジェンダのほうでも議論を深めていければと思っているところです。

ありがとうございます。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

今、市民ネットワーク for TICADの稲場様から御発言いただきましたことに関しては、次の議題の（２）で取り上げさせていただければと思います。

この議題におきましては、NGO福岡ネットワーク理事の高橋様から御指摘をいただきました4点に関しまして、1点目が大綱策定において議論されたポイントの「非軍事の徹底」の担保、その担保のモニタリング、2点目が29年度ODA予算内訳、ODAの有償、無償、技協の割合、その背景、理由、3点目が平成28年度までのODA実績について、4点目が平成30年度のODA予算の方針についてやり取りを行いたいと思います。

それでは、外務省側から、まず国際協力局政策課の、今福課長より、それから、開発協力総括課の中島首席より、それぞれ順に発言いただきたいと思います。

今福課長、よろしくお願いいたします。

○今福（外務省 国際協力局 政策課 課長）

ありがとうございます。政策課長の今福でございます。

昨年参加させていただいた時は国別三課長だったのですが、今年の1月から政策課長をしております。引き続きよろしくお願いいたします。

今、いただきましたコメントで、稲場さんからいただいた点は後ほど議論ということですが、すけれども、おっしゃるとおり、これまで定期協議会などさまざまな場でいろいろいただいた意見、そういったものを踏まえて重点方針、予算編成というものを我々も心がけるようにいたしておりますので、そういった観点からも先ほど御指摘いただいたような連携の余地というものは非常にあるのではないかと私どもとしても考えておりますので、後ほど議論させていただきたいと思います。

高橋さんから御質問をいただきました諸点について、順番にお答えさせていただきます。

まず、冒頭ございました国益の話です。この国益というのは何か。今年の国際協力重点方針を見ていると、いろいろ書いてあります。その中で確かに経済分野の日本経済の後押し、これはかなり最近色彩としては強くなっておりますが、我々が考えております究極的な国益というのは、いわゆる開発協力大綱で言うところの国益というのは、日本の平和と安定、さらなる繁栄、そういったものを維持していくこと。それを実現するためにはいろいろなやり方があるのだと思うのです。

今、申し上げたような日本のインフラ輸出というのも一つです。これまで我々がずっとやってきたのが、開発途上国、そういったところの社会経済開発を進めることによって、日本のそういう行いというものが国際社会における地位を高めていったり、開発途上国にとってみれば経済社会開発が進む。さらに、次の段階としては、日本にとってもそういった国が経済社会発展することによってより安定的な社会が実現されるということと、場合によっては、ビジネスでも日本のカウンターパートとなるような国がどんどん出てくる。

そういった総合的なものを含めて、国益ということを我々は考えております。ですから、先ほど御懸念をお持ちということではございましたが、私どもとしてはその意識は全く変わっておりません。引き続き途上国の開発も非常に重要な我々の国益の一つだと考えております。

そういった前提で、いただきました御指摘についてお答えさせていただきますと、まず1点目の「非軍事の徹底」、これはどうしているのか。これにつきましては、開発協力大綱、2015年の2月にODA大綱から変わりましたが、ODAは非軍事のものに限る。要するに、軍事利用はしない。この大原則というのは全く変わっておりません。それを確保するためにどのように我々は実施段階でやっているのかといいますと、まず案件選定の段階におきましては、個別の案件、中身を見まして、それが軍事利用になっていないかどうか。この巡視船の事例を挙げていただいておりますが、巡視船の場合は先ほどグレーではないかという御指摘もありましたが、一義的にはフィリピンの沿岸警備隊というのは日本で言うところの海上保安庁がやっているような警備の部分でございますので、軍事ではございませんといったようなことは、それぞれ確認をとっております。その上で、実際に交換公文で資金を供与する約束をする時、その段階で、書面の形で軍事転用しませんということを先方政府から確約をとるようにいたしております。さらに実施段階、フィリピンの件はまだ供与されておりませんので今後の話になりますが、事後的には大使館等を通じて実際にその船が軍事転用されていないか、コーストガードにあげたと思っていたら、いつの間にか軍に組み込まれていましたということのないように、これは大使館等を通じて、きっちりとモニタリングをやっていく。こういう3段階で担保するようにいたしております。

2点目のODA予算の内訳につきましては、こちらにつきましてはお手元にこのパワーポイント、横長のものをお配りしているかと思います。こちらをごらんいただければと思います。内訳につきましては、有償、無償、技協の割合といいますと、予算書上、この縦の棒グラフがございしますが、実際にその年の具体的ないわゆる予算としていただいておりますのは、ここの円借款等というピンク色のところを除いたそこから上の部分、ここが予算という形でいただいております。

下の円借款等というのは、これはJICAの有償勘定というお財布がございしますが、これは出資金を以前入れてもらったものとか、これまでに貸していたお金が返ってきたお金とか、利息とか、そういうものから成るものなので、一般的に我々が無償資金、技術協力の予算要求と言っているのとはちょっと違うお財布なのです。そういうものも含めると、28年度、29年度、ここに書いてございますように28年度は全部円借款も合わせて1兆8,553億円というのが事業規模となっております。29年度は、今、2兆1,000億となっております。

この中で円借款等の占める割合というのは、御指摘のとおり、ここは28年度57.1%というところから今年度は61.5%に増額になっています。無償資金協力につきましては、割合としては無償のお金、8.8%から7.8%に下がっていますが、これは今申し上げたとおり円借款の割合が上がっていますので、比率としては相対的に下がっております。ただ、金額

的には1,629億円から1,631億円と増額していただいている。同じように技術協力も割合としては下がってはおりますが、金額的には3,198億円から3,205億円と増えております。

国際機関等拠出金については一部減額になっている部分もありますが、国際開発金融機関に出すものと合わせると全体としてはほとんどんぐらいになっているというのが現状でございます。

LDC, LIC, MIC向けの割合につきましては、これはLDCに幾らという割り当ての仕方は、現在我々はしておりません。重点方針をごらんになっていただいたらおわかりかと思いますが、前年度の大体アジア地域に幾ら、アフリカ地域に幾らという整理をしております。御承知のとおり、案件もいろいろ計画を立ててやってはいるのですが、年度によって調査が間に合わなかった案件とか、逆に急ぎで今度先方の大統領が来る時までに早目に実現しようなど巻きを入れて実現するような案件などがございますので、国単位ではなくて地域単位で大体の配分を決めておいて、その中で調整しておりますので、LDC向けというカテゴリーで特段配分を設定しておりません。ただ、内容から言いますと、先ほど円借款の割合が増えていると申し上げましたが、LDCの国というのは基本的に財務状況が悪い国ですから、無償のお金というのはおのずとLDC向けというのが多くなっているのが現状でございます。総額ベースで言いますと、大体年間予算の2割強ぐらいがLDC向けで流れていっているというのが現状としてございます。

3点目が「質の高いインフラ」、タイドの話ですね。タイドの件につきましては、これも1枚縦長の表を配付させていただいております。これはファクトとして、暦年でアンタイド、部分アンタイド、タイドがどう推移しているのかということを示したもので、これは実績値で示させていただいております。その中で、ごらんになっていただきますと、2015年は確かにタイド率が17.7%と上がっておりますが、これは実際何でこういうことが起きるのかというと、いろいろ相手国政府と交渉しているプロセスにおいて、STEPの案件というものを導入したいという国もございます。というのは、日本の技術に対する非常に高い期待を持っている途上国は多々ございますので、そういったところといろいろ協議をして、これも先ほどの案件の出し入れの話ではないのですが、毎年何件と必ずしもきれいに決まらないものですから、それでこの実績値のようにでこぼこがあります。ですから、この2011年からを見ても、5%程度のこともあれば15%になってしまうこともあります。押しなべと言うと大体5%から15%の間で推移しているというのが、案件を実際に転がしていく実態面からこういうデータになっているというのが一つございます。

下の2. はSTEP案件の実績がどれだけあるか。これはまさに今、申し上げたでこぼこを示すもので、2015年度は非常に多くのSTEP案件というものができましたが、その前の年は900億円規模ということで、波が現状としてございます。

4点目が今度の30年度予算の話ですが、今まさに国際協力局も官房など、いろいろなところとどうしましうかねと、8月31日の概算要求提出へ向けていろいろ中で相談をしているところです。まず、大きな方向性として申し上げますと、ODA、先ほど申し上げましたよう

に案件を1個作るのに非常に時間がかかります。ですから、毎年毎年ころころ全然違うことをやるということはなかなかありません。過去の例を見ていただいても、大きな流れはそんなに変わっていないということはおわかりいただけるかと思います。その観点から申し上げますと、今年の29年度重点でも書いてございますように、不透明性を増す国際情勢に関する、それに対応するためにどういう案件をやっていくか。ここの部分はいろいろな要素が入ってくると思うのです。あと、テロの脅威ですね。これは先週、先々週と相次いで世界各地でさまざまな事件が起きていますが、海外で活躍される、もちろんNGOの方々も含めて、企業の方も一般旅行者の方もいらっしゃいますが、そういった方々が安心して海外で活動できるための支援、具体的には途上国のテロ対策能力を高めてあげるようなことなど、そういったところは引き続き重点を置いてやっていくのかなと。

それと、安倍政権全体としてインフラ輸出というのは政策として後押ししていますので、これは引き続きやっていくのかなと。そういった中で、一つ御紹介できるのは、今年的重要事項として重点方針の柱の①、②とそれぞれ書いてありますのは、①で書いてございますのは「自由で開かれたインド太平洋戦略」。これは昨年8月のTICAD、アフリカ開発会議の際に安倍総理から発表していただいた戦略でございますが、これはこれまで我々ASEAN地域の統合支援を一生懸命やってきていましたが、2015年で一つの区切りがついたということもございまして、そこからさらに今度は西へと連結性を高めていく。そうすると、それは地域の経済活性化にもつながりますし、日本の経済にも裨益する話であるといったところをやっていきたいということです。

もう一つは、昨年作っていただいたSDGsの本部、あと、指針も作っていただきました。それをしっかりと実施していくといったところは大きな柱になるのではないかと考えております。

今の段階で申し上げますと大体概略は以上のようなところでございます。とりあえず私からの御説明は以上です。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

今福課長、どうもありがとうございます。

今、高橋さんのほうから御質問があった4点についての、3番目についても今福課長から説明をいただきました。

中島首席からはもう特段ございせんか。よろしくお願いいたします。

○中島（外務省 国際協力局 開発協力総括課 首席事務官）

国際協力局の中島と申します。本日はよろしくお願いいたします。

タイド援助のところで、私から簡単に補足させていただきます。STEP案件の数字については、今福課長から御説明申し上げたとおりでございます。その中で、我々としましては、途上国、特に新興国で非常にインフラに対する需要が相当程度増えている、膨大なものがあるという現状がございます。それに対応するために、途上国に対して日本のすぐれたインフラ技術、ノウハウ、こういったものを途上国にしっかり提供していくということが、

まさにこの途上国の皆様の生活，暮らしに大いに役立つという考えのもと，こうした円借款を含めてタイドの支援をさせていただいているという状況でございますので，必ずしも日本の国益だけを追求しているものではないという点についてはぜひ御理解いただきたいと考えてございます。

以上です。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

中島首席，どうもありがとうございます。

●小美野（ジャパン・プラットフォームNGOユニット 副代表幹事）

高橋さん，いかがですか。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

今福課長，中島首席事務官，どうも真摯なお答え，ありがとうございました。

まず1点目，国益については，どうしてもこういう言葉が出てくるとNGOとしては非常に狭い国益にとらわれてしまうのではないかとということを懸念するわけですがけれども，今，お話を伺いまして，総合的な観点から見ておられるということで少しほっとしたところがございます。ただ，どうしても言葉というのはひとり歩きするところがございますので，今後も途上国の社会開発支援，それを通じた日本の信頼性の向上という観点から，あまり狭い国益にとらわれた支援をすれば逆に長期的には日本の信頼性が落ちていくということもあるかと思いますので，ぜひ，そのところは御留意いただきながら，今後もいろいろ意見交換させていただければと思います。

「非軍事の徹底」ということについても，プロセスを明快に御説明いただきまして，ありがとうございました。いただきましたように，いろいろ書面やモニタリングというのはされているということで，これがぐずぐずとグレーゾーンになっていかないように，ぜひ続けていただければと思います。

ただ，今，伺いまして思ったのは，少し私としては個人的には懸念がございますのは，特にアジアの国々で海上警備行動が日本のように海上保安庁と海軍の間にきれいに分かれてやられているかということ，そこら辺が日本ほどきれいに区分けがされていないのではないかという懸念もございますので，しっかり実施後の大使館のモニタリングも続けていただければと思っております。

少しまとめていますが，ODA予算の内訳について，平成28年度のODA資金についても明快的な統計で示していただきまして，ありがとうございます。全体の総額が増えていく中で，絶対値は上がっていても比率がちょっと下がっていくという傾向があるということはよくわかりました。ただ，急にがらっと変わるものでもないかとは思いますが，インフラ輸出等に関してももちろん途上国にニーズがあるというのは理解しておりますが，NGOが取り組んでいるようなソフトの面とか，そういったものもあわせて忘れないようにODAで御支援いただければと思っております。

30年度のODA予算についても，なかなか今の段階でこうなっていますというのは言いづら

いかとは思いますが、その範囲の中で現在の状況をお知らせいただきました。これについては、もしかしたら他の参加者からも質問があるかと思いますが、ODA政策協議会でも引き続き情報を出していただいて、より日本の国際的な信頼性が高まるODAを作れるように御一緒に意見交換をさせていただければと思っております。

私からはとりあえず以上です。他の方にぜひ質問をしていただければと思います。

●小美野（ジャパン・プラットフォームNGOユニット 副代表幹事）

ありがとうございます。

他の方の御質問、ございますか。

よろしく願いいたします。

●小島（エイズ孤児支援NGO・PLAS 事務局長理事）

本日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。

エイズ孤児支援NGO・PLASというNGOからまいりました、事務局長理事の小島と申します。

先ほど高橋さんのほうからの質問がございました平成30年度のODA予算方針に関しまして、その中でSDGsの実施及び促進に向けてどのような予算確保がなされていかれるのかという点があったかと思うのです。今後、8月31日が概算要求ということで、これから具体的な数字の部分が決まってくるフェーズなのかと存じているのですけれども、今後予算に対して、SDGsの促進と実施に対して、関係省庁の皆さんと連携されながら、どのようなアウトプットですとかアウトカム、成果を求められていかれるのかという具体的なところを、可能な範囲で結構ですので教えていただければという点が1点です。

SDGsは17の目標があるかと思うのですけれども、その中で特に日本の強みを生かしながら、どこに注力されていかれようとしていらっしゃるのか、大まかな方針で結構ですので御共有いただけますと幸いです。

●小美野（ジャパン・プラットフォームNGOユニット 副代表幹事）

稲場さん、よろしく願いいたします。

●稲場（市民ネットワーク for TICAD 世話人）

1点、私は連携推進委員ではあるのですが、以前GII/IDI懇談会の連携推進委員のほうもやっておりましたので、若干保健分野及び人権の関係で御質問をしたいのです。先ほどの御説明は軍事のお話というのはあったのですけれども、このフィリピンの沿岸警備海上安全対応能力の話とは若干別に、同国における人権状況というのは以前から、特にドゥテルテ政権の誕生以降問題になっておりまして、特に薬物問題の関係で、実際にもう6,000人の人が殺害されて、70万人が投降して収容のような形になっているということで、諸外国や人権団体などからさまざまな非難を受けているかと思います。一つお伺いしたいのは、例えばフィリピンのように、具体的な証拠を以て、人権弾圧が問題になっているような国における警察に対する強化、そういったような事業ですね。あるいは、この沿岸警備隊もある程度そうかもしれませんけれども、こういった事業が人権侵害につながることはないのかどうか。例えば車両の提供などが人権侵害につながる可能性がないのか。

特に薬物問題に関しては、このドゥテルテ政権下において、現状で薬物問題に対応する何らかの施設を作るという案件が出てきていると聞いています。逆に言うと、これが収容であるとか内部での人権侵害につながるおそれがないのかどうか、この辺に関してどういう形でいわゆるチェックをされているのかというようなことについて、ぜひお伺いをしたい。つまり、特定のSDGsゴールにおいて何らかの意味があるものであったとしても、別のゴールに対しては有害な影響があるということが十分あるわけですね。ですから、そういった意味合いで特に「ゴール16」の、人権や、あるいは「暴力を減らす」というターゲットが明確にあるわけですが、そのあたりに関して、例えばODA案件としてどういうチェックを総合的にやられているのかということについてお伺いをしたいと思います。

まだSDGsがなかったころですが、2004年にイラク内務省に対して車両等を供与した案件というものがあったかと思います。これはODA政策協議会のほうでも問題になったこともあるかと思うのですが、すなわち、いわゆる供与したものが人権侵害や拷問といったようなことに使われた可能性が十分あるわけです。こういうような形で我々の援助が人権侵害に使われるということになっては非常に困りますので、その点においてどういうスクリーニングをされているのかということに関して、議題論点①及びSDGsとの関連で、もし今お答えできることがあれば教えていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。

今、御質問として、エイズ孤児支援NGO・PLASの小島様から、SDGsの予算の確保の関係で具体的なアウトプット、アウトカムをどう求めていくのかという話が1点。

それから、稲場様から、供与したものが人権侵害に使われないためのスクリーニング、特にフィリピンにおいて警察支援強化が人権侵害につながらないかというお話があったと思います。

今福課長、よろしくお願いいたします。

○今福（外務省 政策課長）

それでは、1点目のほうは私からお答えさせていただいて、2点目も総論的な話は私からお答えさせていただいて、個別のフィリピンの案件については国別一課のほうから回答させていただきます。まず、私からお答えさせていただきますと、SDGsについて予算要求でアウトプット、アウトカム、何にするか、そういったところまでは、先ほど申し上げましたように、現在、平成30年度予算をどうするのかという全体の話をしている段階ですので、今の段階で具体的にこうというのは残念ながらございません。これはおいおい考えていく必要がある話だと思います。ただ、重点分野につきましては、従来日本がずっと力を入れてやってきている分野というのはおのずと引き続きやっていく必要がある。具体的には何かというと、先ほどお話がありました保健とか教育とか、防災の分野とか、そういった日本に強みがあるところ、あと環境・気候変動といったところなどは重点分野になって

いくかなと考えております。2点目の日本が行った支援が、例えば暴力とか人権侵害につながっていないかという点につきましてはまさに御指摘のとおりで、そうなのは困るというのは私どもも同じ考えでございます。一般論として申し上げますと、我々が何か物を供与したり、設備を作ってあげる時というのは、御承知のとおり、きっちりとJICAに調査をやってもらって、その国の実施体制がどうなっているのか、その実施する機関がどういう機関なのか、そういったところは綿密に詰めた上で実施するかしないかを決定しておりますので、そのプロセスで、まずスクリーニングはしているつもりではございます。

フィリピンの個別の案件につきましては、国別一課、よろしくお願いいたします。

○石丸（外務省 国際協力局 国別開発協力第一課 首席事務官）

国別一課の首席事務官をやっております石丸と申します。

今、御質問のあった警察組織への車両の供与など、具体的にそういったところについての人権抑圧の懸念があるかどうかについては、そこは必ずしも供与の段階で口上書という形で供与側のフィリピンとやっているわけではないのですけれども、少なくとも御懸念があることについては、我々も先ほど今福課長から申し上げたとおり理解していますので、できる限り大使館のほうでそういった不当な使われ方をしないかどうかというのはチェックしていく必要があろうかとは思っています。

もう一つ、麻薬の話ですけれども、これについても実際に3月にリハビリセンター等をまず作るということで、無償資金協力のE/N、交換公文の署名をしたところです。具体的に関係省庁、日本の関係省庁は厚生労働省ですとか、警察庁とか、外務省などなどがミッションをフィリピンに出して、フィリピンに今何が足りないのか、どういった支援が必要なのかを調査した。調査の中で人権への配慮も含めたリハビリセンター運営のガイドラインが十分整備されていないことが判明したため、患者をどう扱うか、どう向き合ってトリートメントか、そういうリハビリセンターの中でどう待遇していくのかといったところのガイドラインづくりから、我々は技術協力、その他専門家の知見を交えながら、フィリピン政府が作ることを支援しようとしています。ですから、そういったところをしっかりとサポートしながら、不当な扱いを受けることがないような形でのODAを麻薬支援についてはやっていきたいと思っています。

●小美野（ジャパン・プラットフォームNGOユニット 副代表幹事）

簡潔によろしく願いいたします。

●稲場（市民ネットワーク for TICAD 世話人）

もちろんです。簡潔にしたいのですが、そもそもドゥテルテ政権のフィリピンにおける薬物使用者の人口データというものが誤っておりまして、政府は「300万人」という数字を使っていたわけですが、WHOはもともと100万人ぐらいだと算出しておりまして、今になって、フィリピンのドゥテルテ政権自身が、今まで使っていた数字が誇張であったことを見直さなければいけないということを急に言い出しておるわけでありまして。そういう意味合いで考えた時にも、非常にこの薬物の問題、特にフィリピンの薬物の問題は、極

めて政治的な形で使われてきたことも、これは全く明らかな話でありまして、特に我々、HIV・エイズの問題にかかわっている立場から言うと、非常に懸念をしております。

この観点から考えた時に、そもそも間違った数値からその国から要請が出されて、そして、それが非常に政治化されたアジェンダであったということに関して、実際に今進められている案件というものを例えば見直さなくていいのかということに関しては、いろいろ課題もあるところだとは私も思っております。もちろん、ここではこれ以上、その案件に突っ込む話はいたしませんけれども、特定の政権が特定の政治アジェンダから持ってくる案件に関しては、一般論として非常に注意しなければならないのではないかと考えておりますので、その点、我々もぜひ見ていきたいなと思っております。より対話を深める形でやっていければと思っています。

どうもありがとうございます。

●小美野（ジャパン・プラットフォームNGOユニット 副代表幹事）

ありがとうございます。

それでは、時間も押しておりますが、協議事項第2点目に入りたいと思います。「日本NGO連携無償資金協力およびNGO活動環境整備支援事業について」です。

まずはNGOサイドから今西さん、よろしくお願いいたします。

●今西（国際協力NGOセンター 連携推進委員）

国際協力NGOセンターからの連携推進委員であります今西です。所属はワールド・ビジョン・ジャパンでございます。

先ほど、昨年度の振り返りのところで既に稲場さんに少し触れていただきましたけれども、NGO連携無償資金協力、通称N連、それから、NGO活動環境整備支援事業、通称N環と呼ばせていただきますけれども、これについて昨年度の振り返りを踏まえた上で、来年度に向けたところを少し議論させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

N連につきましては、特にこちらの資料にも書かせていただきましたけれども、連携推進委員会を通じて、特に昨年の手引において行われた制度の変更が、NGO側から見まして、負担が増えるような内容になっていたということも踏まえて、後半に連携推進委員会でも手引の制度の改定について要望を出させていただいております。

また、今年度のN連の手引の改正については、先般3月に説明会をしていただきまして、ただ、その際に従来いわゆるソフトだけのN連の案件というものがあったわけですが、それだけの案件あるいは大部分のソフトの案件は認められないという趣旨の制度改定が行われた際には、多くのNGOから懸念が表明されたことは記憶に新しいと思っております。我々連携推進委員会としては、昨今、このような制度の変更がある際には、ぜひこれからのNGO側との協議については事前の意見交換をしていただくことを通じて、よりNGO側にとって使いやすい、あるいはより成果のある事業を実施するための制度設計となるように協議をさせていただければと考えております。

今、NGO側でも、このN連をかつて利用したNGOさん、あるいは今後N連を活用されようと

しているNGOさんも含めて、広くNGO団体を通じて、政府に対する要望あるいは実際の事業に対する資金ニーズの意見の集約を進めようとしております。この結果を踏まえまして、今年度の第1回の連携推進委員会が6月の下旬に予定されていますので、そちらで議論をさせていただき、NGO側にとってもよりよいN連の制度になるように、ぜひ御検討いただくような形で進めさせていただければと思っております。

NGO活動環境整備支援事業、通称N環と呼ばせていただきますけれども、これにつきましては、昨今、この全体、全ての予算の削減がかなり急激になってきておりまして、NGO側としてはあえて危機感と言わせていただきますけれども、非常に危機感を持っております。このNGO環境整備事業につきましては4つのスキームがありまして、それぞれこちらの資料のほうにNGO相談員、NGO研究会、海外スタディ・プログラム、そして、NGOインターン・プログラムの4つを挙げさせていただきまして、詳細は読んでいただければと思うのですけれども、いずれもNGOにとっては非常に役に立つ、そして、重要なスキームと考えております。こちらにあえてNGO側の資金ニーズについて記させていただきましたけれども、大体2011年度と同程度の資金ニーズが最低でもあると考えておりますが、そこに比べると一昨年からかなり予算の削減が大きく、また、採択をされるNGO団体の数や人数なども減ってきているところがございます。

そういった中で、我々といたしましても非常に重要な位置づけであるということ、それから、先ほど稲場さんも言及されていましたが、NGOとODAの連携中期計画においても、こちらの資料に記載させていただきました5つの点においてNGO活動環境整備支援事業を活用することがうたわれている中で、このように予算が削減されているところでは、非常にその実現に向けてはかなり難しい状況になってきているのではないかとということを懸念しております。また、先ほどからの議論で何度も出てきておりますSDGsにつきましても、NGO側として取り組むためには、ぜひ、このNGO活動環境整備支援事業を活用させていただきたいと考えておりますけれども、この点についても予算減というのはかなり痛いところではございます。

というところで、我々としては、このN環についてもこのような状況を打破して、ぜひ再びN環の予算がもとに戻るような形で、外務省さん、特に窓口になっていただいております民間援助連携室さんとともに議論して、少しでも前向きになるように取り組んでいただければと考えております。

ついては、ぜひ教えていただきたい点がありまして、このN連、N環については、昨年度までの予算についてはいろいろな場で教えていただいているのですけれども、今年度の予算がどのようになっているのか。

それから、平成30年度については具体的なところはこれから議論されていくところではあると思いますが、この2つの事業について外務省さんとしてどのようなお考えがあるのか、NGO側としては、今私が申しましたように、非常に危機的、かつぜひ少しでも反転させたいという気持ちがございますので、それについてどのようなお考えを持っているの

かというところを教えてくださいたいと思います。

最後に、これは私どもNGO側としては、決して外務省さんとしてはこの予算が減るということを望んではおられないと信じておりますので、ぜひ先ほど私が申しましたように、少しでもこれが前向きにかつ反転して、NGO側にとって大事なスキームが少しでも拡大しよりよいものとなるように、これから一緒に協議させていただいて前向きに進んでいきたいというところの確認をさせていただければ幸いに存じます。

以上です。ありがとうございます。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

それでは、連携推進委員の今西委員から、の御発言を受けて、民間援助連携室の関室長より発言をお願いします。

○関（外務省 民間援助連携室長）

外務省の民間援助連携室長の関でございます。

まず、NGOの事業支援を行っているN連、それから、能力強化等のN環の関連で、予算、実績の観点から御紹介させていただきます。

まず、平成28年度のN連予算と実績ですけれども、平成28年度のN連予算は、当初予算が46億円で、実績が43.5億円で、実施件数は102件でした。28年度の予算、実績は、いずれも、これまでのN連の中では最高の金額でした。この執行額に関しましてはN連の制度が最初にできました平成14年度の5.91億円から比べますと、7.36倍に増えております。平成29年度の予算でございますけれども、N連の29年度の予算は47億円、28年度に比べて1億円増えております。外務省全体のODAが、実は29年度は1億円の増額なのです。その増額の分の1億円は、このN連のところに回っております。このような状況の中においても、N連予算は対前年度比1億円の増額を確保しております。

NGO環境整備支援事業の予算削減の関連でございますけれども、開発協力大綱の実施上の原則であります「開発協力における参加・協働の強化を深め、NGO、CSOとの連携を戦略的に強化する」ということにのっとり、外務省としては、連携・協働を強化すべくNGO向けの予算の確保・運用の改善に向けて取り組んできております。ただ、政府全体として、平成32年度、2020年度までの財政黒字化を掲げており、その多くの経費については、相当の減額の圧力がかかっているという状況は御承知いただければと思います。

NGO活動環境整備支援事業、N環ですけれども、予算が漸減しているという中で、実は平成26年度は1,700万円、平成27年度は2,000万円、平成28年度は600万円の残額が発生している状況でございます。このように残額が発生してしまいますと、執行率という観点から、それを増額に持っていくというのは非常に難しいというのが現状でございます。予算の増額の要求を試みても、まず最初に政府全体の制約がある。その中であって、執行率というところも非常に問われてしまう部分がございます。ただ、外務省としても、平成30年度も予算としては厳しいことになるかとは予想しますけれども、必要な予算額の確保には最大限の努力をしたいと思っており、その面でもNGOとの連携を強めていきたいと思っております。

す。

他方で、平成28年度はNGO連携無償資金協力及びJPFの一般管理費の拡充を図りました。これによりまして、以前よりもN連、それから、JPFで活動されている団体におかれましては、NGOの活動環境というのは改善が見られたと思います。逆に改善が見られなかったというのであれば、また、一般管理費が足りない、不足しているというのであれば、具体的な実績というものを団体のほうからお示しいただければと思います。

同時に、政府のお金のみならず、NGOの側におかれましては、民間の寄附金等からの収入を増やす努力ということも強化していただければと思います。NGOが民間寄附金等の収入を増やすために、外務省では平成24年度、平成25年度のNGO研究会で、NGOのファンドレイジングに関するテーマを取り上げてきております。ただ、この研究会の実施からもう5年程度経過しておりますから、NGOのファンドレイジングについて改めてテーマとして取り上げ、また、前回行った研究会のフォローアップを行うとともに、NGOが抱えている新たな課題ですとか、より良いファンドレイジングの手法等の調査研究を行うということも一つの案かと思えます。

また、NGO活動環境整備でございますけれども、外務省のスキームのみならず、JICAもNGOへの活動支援の事業を持っております。その既存のスキームも最大限活用しながら、NGO団体としての組織強化に努めていただければと思っております。

JICAのNGO等活動支援事業の一環として実施しておりますNGO等提案型のプログラムというものがございます。これは各地域や分野によって異なるNGOなどへのニーズに細やかに対応しながら、NGOの能力強化を図るとともに、NGO等を中心にした関係者間のネットワーク機能の向上や活性化にもあわせて寄与する研修などのプログラムをNGO側から提案してもらい、公募、企画競争の上で実施団体を決めるものです。地域や開発分野を特定した提案も、企画内容がすぐれて、また、裨益団体が多い場合は採択される可能性もあると思われます。

、以上です。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

関室長、ありがとうございます。

先ほど今西委員のほうから、SDGsの観点でのN環でのお話がございましたが、まさにそのとおりでございます。平成28年度のNGO研究会では「国際協力NGO経営層のためのSDGsガイドブック」というものが取りまとめられました。これに関しましても一応御紹介させていただきます。

●小美野（ジャパン・プラットフォームNGOユニット 副代表幹事）

関室長、ありがとうございました。

御質問、コメント、NGOサイドからございますか。

よろしくお願いいたします。

●藤崎（シャプラニール＝市民による海外協力の会 海外活動グループチーフ）

シャプラニール＝市民による海外協力の会というNGOからまいりました藤崎と申します。

私どもは現在N連で事業実施をしております、2017年度の制度変更によって業務が難しい局面に来ているので、非常に個別具体的な例なのですけれども、お話をさせていただきたいと思います。

私どもはバングラデシュで初等教育の支援をしており、先住民のコミュニティーにおいても、非常に小規模ながら、コミュニティーと学校とを一体としていかに子供たちが学校に行く環境を作るかということをやっています。100%ソフトの事業なのですけれども、今回3年目を迎えN連に申請をしたいと考えていたところ、制度変更があり、ハード要件を入れなさいということで担当者からもそういうお話があったのですが、3年目、これで終了するに当たってハードを作るというのはどう考えても無理があるということで、どうしたらいいものなのか。大きな流れでは、この制度についてはいろいろな形でNGOと外務省の間で話をしていこうという合意がありますが、今、ここで進められない状況に直面して困っているところなので、何か提案がいただけましたらと思ひまして、質問いたします。

●小美野（ジャパン・プラットフォームNGOユニット 副代表幹事）

ありがとうございます。

それに加えて、先ほどの今西さんのほうからありました手引を作成される前の協議の有無に関しても、もしできましたらコメントをいただけますとありがたいです。

○関（外務省 民間援助連携室長）

先に手引の協議に関して御説明させていただきます。N連の申請の手引に関する意見交換につきましては、現在NGOの間でアンケートを実施していらっしゃるということなので、次の今年度第1回目の連携推進委員会で、そのアンケートの結果というものも当方も非常に興味を持っております。その結果等も踏まえながら、連携推進委員の方と民間援助連携室との間で意見交換を行わせていただければと思っております。その何回かの意見交換を経て、今年度、第4・四半期に改定する翌年度の手引の改定に反映させていければと思っております。

先ほどシャプラニールのほうから御相談のありました案件ですが、N連はソフトとハードとの組み合わせということなのですが、説明会の時にも御説明させていただきましたように、例えば3年事業として最初から承認している案件の3年目の事業と、今年度始めて申請する案件とでは、それまで過去にどういうことを行ってきたかというところで違いがございますので、具体的にもう一度当方の担当と御相談させていただければと思ひます。

●藤崎（シャプラニール＝市民による海外協力の会 海外活動グループチーフ）

わかりました。ありがとうございます。

●小美野（ジャパン・プラットフォームNGOユニット 副代表幹事）

関室長、ありがとうございました。

他に皆様、ございますか。

稲場さん、よろしく願いいたします。

●稲場（市民ネットワーク for TICAD 世話人）

今まで名乗らず申しわけないのですが、市民ネットワーク for TICADのほうから出ております、連携推進委員の稲場でございます。

1つ伺いたいのは、NGO活動環境整備支援事業の今年度予算の金額が幾らであるかということについてトータルで教えていただきたいということ。

残額の御指摘がございました。これに関しまして、残額があったということとそれぞれのスキームのNGOの資金ニーズが相当あるということ、これはある種、両立しうる話でありますので、この点についても申し上げたいと思います。

例えば、私どもアフリカ日本協議会は、NGO相談員というものに関しまして2009年までは特に「アフリカ」ということでやっておりましたが、2009年以降、このNGO相談員に関しては受注できておらず、案件が、我々のプロポーザルがよくないのかもしれませんが、ただ、基本的には我々は非常にニーズとしては持っておるわけです。実際に例えばアフリカ関係のさまざまな相談案件を現状では無料で受けておりますし、また、例えばテレビ局から在日のアフリカの方への取材依頼であるとか、あるいは在日のアフリカの人たちの健康相談であるとか、そういったものも大量に受けておるわけなのです。そういう意味では、このNGO相談員のような形で、ぜひ支援を受けていきたいと思っておるのですが、残念ながら相談員の件数が非常に少ないということもございまして、とれていないということで、同じような経験をしている団体は、それこそ膨大にあるであろうと。ニーズとしては、相当顕在的なニーズがあるのではないかと考えております。

NGO研究会に関しまして、実際、これまで5件400万円ということでした2014年ぐらいまではあったかと思うのですが、これが3件で300万円ということになって、逆に言うと、年間を通じたセミナーを開催したり、あるいは何らかのマニュアルを作ったり、さまざまな多くの業務というものがNGO研究会では発生いたします。これに関して、例えば300万円ということだと相当厳しい予算組みになってしまいますので、団体によっては、この300万円ということでは、本当はやりたいのだけれども、できないという話になってしまう可能性も結構あると思います。ですから、制度設計によっては、逆に需要が増えるということももちろんあるかと思うのです。ですから、そういう意味合いで考えた時に、例えばNGO研究会のようなスキームを年間を通して、また、海外の調査なども含めてやるということであれば、この程度の金額が必要だということに関しては、NGOと相談しながら考えていただくと大変ありがたいかなと考えております。

関室長から御提案のありましたJICAのNGO提案型プログラムということに関しましては、これについて、例えばNGO研究会との間で共通性が割とある事業になっておりますので、この点に関して、例えばどういう形でこのNGO提案型プログラムとNGO研究会の差異化をするのかということに関しても、かなり重要な論点になると思うのです。そういう意味合いで考えた時に、対NGO支援スキーム等に関してJICAさんがお作りになっているもの、外務省さんがお作りになっているもの、そして、ユーザーとしてのNGO、この3者がしっかり共通の

場で、平場で議論をするというようなところ、あるいはNGO側が両方を対象に意見交換ができるような枠組みというの、今後いろいろな形で充実させていかなければいけないのかなと思っております。そういう意味合いで、これからNGO連携推進委員会のほうも、より人数が増えて、しっかり対話できる形にどんどんなっておりますので、ぜひ外務省民間援助連携室さんもそうですし、また、JICAさんも共通のスキームをお持ちだと思いますので、より複合的な形でしっかりお話ができるといいのかなと。これはまだ具体的な提案ではございませんが、そういう形での、NGOのキャパシティをどう増やしていくのかということに関して、ぜひJICAさん、外務省さんとも同じ場でしっかり話ができるようなところも作る必要があるのかなと思っております。

以上です。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

稲場さん、どうもありがとうございます。

では、最後でございますが、関室長からまたお願いします。

○関（外務省 民間援助連携室長）

御質問のございました平成29年度のN環の予算ですが、相談員、それから海外スタディ、NGO研究会、インターン合計で9,811万円でございます。皆様からのニーズがあるということなのですが、毎年毎年、このN環の残額というものが出てきております。ある年には、予算の1割以上が残額として残っている年もございます。例えばNGO相談員に関しましても、ある団体におきましては予算額の3分の2ほどしか執行されずに、100万円以上の返納が生じた例もございます。そのような一つの団体で自分たちのところはこういう事業をやる予定だったけれども、できませんでしたと行って返金がされてしまいますと、それが残額として残ってしまう。そういうものが積み重なっていくと、結局、N環もこういう形で残額が出てしまうのだということも御承知おきいただかないと、必要なのだ、必要なのだと言われても実際執行されないと、当方もこれだけ残っているではないかと指摘されてしまうと、説明がなかなか難しいところがございます。ただ、他方で、先ほど御説明がありましたように、どう使い勝手がいいようにできるのかということころは、これからも相談していければと思っております。

NGO研究会に関しましても、予算が減ったり、件数が減ったこともあるからかもしれませんが、執行率は悪くないのですが、テーマや採択される団体に偏り出てきております。というのは、より多くのNGOに裨益するテーマではなくて、申請された団体のみに裨益するようなテーマが提案されている傾向も見受けられますので、双方で議論をさせていただきながら、予算の相談させていただければと思います。

先ほど言及しましたJICAのNGO支援スキームについても、それぞれの持っているスキームをNGOの方々にも最大に生かしていただければと思っておりますので、そういう意見交換の場を持てたらいいなと私は思っております。

以上です。

●小美野（ジャパン・プラットフォームNGOユニット 副代表幹事）

簡潔に、最後、今西さん、よろしくお願いいたします。

●今西（国際協力NGOセンター 連携推進委員）

国際協力NGOセンターからの委員、今西でございます。

NGO側としても実際に活用する際に振り返って改善すべき点もいろいろ御指摘いただいたと思います。ただ、それについては、今後に向けてはこの辺を改善していけば、より反転できるのではないかと私は受けとめました。NGO側としても原因をしっかりと把握した上で、先ほど言っていましたように、今後協議していきながら将来につながる議論をこれからの連携推進委員会を通じてさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

●小美野（ジャパン・プラットフォームNGOユニット 副代表幹事）

ありがとうございます。

それでは、閉会挨拶の時間でございます。

谷山さん、よろしくお願いいたします。

●谷山（国際協力NGOセンター 理事長）

国際協力NGOセンターの谷山でございます。閉会の御挨拶をさせていただきます。

本日はNGO、外務省、そして、JICA、さらにはUNHCRなど国連関係の機関、諸機関、援助にかかわる機関、多数参加いただきまして、活発な議論が行われました。皆様に心から御礼を申し上げます。

この定期協議会は1996年にスタートしましたので、皆さん、気がついていらっしゃるでしょうか。もう21年になるのです。20周年を祝わなかったのはちょっとまずかったかなと思います。祝うということは、そのレビューをするということで、新しい時代に向けてよくしていくということです。そのタイミングを一つ一つ捉えてよくしていかないといけないと、改めて反省いたしました。

今日の全体会議は1年に1回開催されまして、ODA政策協議会と連携委員会、この2つの分科会の1年の振り返り、そして、今年の方針について協議をする場でございます。同時に両分科会共通のテーマ、あるいはODA政策、あるいは外務省・NGOとの連携について、時宜にかなった極めて重要なトピックについてここで共通の課題として議論することになっております。本日の全体会でも、市民社会スペースの問題、SDGs、ODA重点方針や予算について、政策と連携、双方にとって共通のテーマとして取り上げさせていただきました。また、これらは年間を通して、政策・連携それぞれで協議を続けていくという重要なテーマとして、今回提起できたと思っております。

これらの議題は、世界や日本が現今抱えている極めて深刻なグローバルな課題が反映されているテーマでありまして、定期協議会という場が、市民社会と政府双方の目から見た、このグローバル課題を見る窓の役割を果たしていると感じております。と同時に、こうし

た本会議が、それらの課題を市民社会と政府がどのように議論して乗り越えていくのかということを示す機会になっておりまして、これは極めて世界的にもユニークで貴重な先例になっていると思っています。

ただ、対話・連携のあり方につきましては、実際に政策あるいは施策が決まるまでの間、いかに実質的な対話が行われるかということが極めて重要でございます。本日の議題に関して言いますと、例えば重点方針について言いますと、これまではその重点方針が決まる前の段階で実質的な議論が十分できなかったという反省に基づきまして、かなり早い段階、予算概算要求の前の段階でテーマに挙げさせていただいたという一つのチャレンジになっております。以前は中期政策という形で、3年間の長いスパンでのODAの方針が策定される前の段階で何回もNGOが外務省と協議をすることがありましたけれども、それがなくなってから、毎年の重点方針については十分な対話ができいてませんでした。反省に基づいて改善していきたいと思っています。

一方で、連携についても、今回出た話題の中には、NGO連携無償に関しての手引が改定される前の段階でNGOとの議論がないままに決まってしまったという指摘もありました。ただ、今日関室長が、来年度に向けてあるいは今後に向けて、NGOとの協議を踏まえて、あるいはそのベースになるアンケートを踏まえて協議をして決めていくという、そういう形での対話の実質化を図るコメントがございましたので、反省を乗り越えるという形での対話の重要性を私たちが体现していく大きな一歩になったのではないかと考えています。

より一層の活発な議論の場であり続けられますように、定期協議会に対する、皆様の御協力をお願いいたします。

今日はありがとうございました。（拍手）

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。

最後に一点御案内があります。本年度第1回目の連携推進委員会を今月29日に、同じく第1回目のODA政策協議会につきましては7月11日に、それぞれ当省にて開催を予定しておりますので、引き続き皆様におかれましては御協力をお願いいたします。

何か他にございますか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、本年度NGO・外務省定期協議会「全体会議」を終了いたします。どうもありがとうございました。